



## 第6章 自転車ネットワーク整備に向けて





## 第6章 自転車ネットワーク整備に向けて

### 1. 計画の推進に向けて

#### (1) 推進体制

- ・本計画の推進にあたっては、道路管理者、交通管理者、関係行政機関など様々な関係者がより一層連携しつつ、市民と一体となり総合的な取組みを進める。
- ・市民アンケート等の活用を図り、市民ニーズの把握に努める。

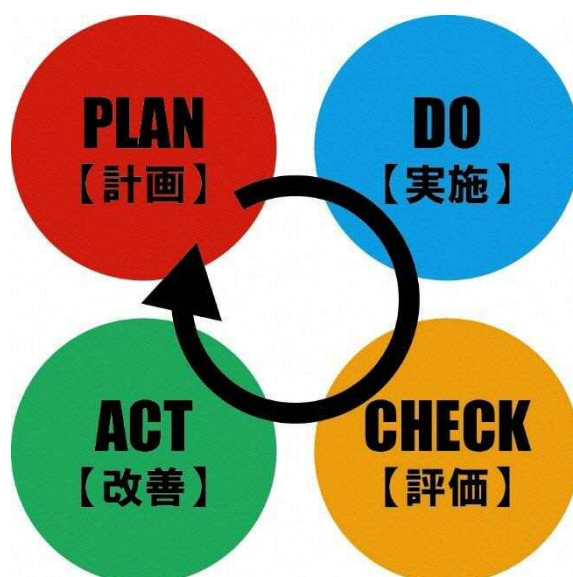
#### (2) PDCAによる施策推進

##### ①PDCAサイクルによる効果的な施策の推進

- ・計画（PLAN）された自転車ネットワークの整備やソフト施策等を実施（DO）していく上で、その取り組みの進行状況を把握し（CHECK）、必要に応じて改善（ACT）を行いながら、PDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図る。評価（CHECK）として5年後に交通量調査を実施し、自転車の交通量や車道上を走行する自転車の割合について確認を行う。その後、改善（ACT）として整備路線拡大の検討を行う。

##### ②必要に応じた見直しの実施

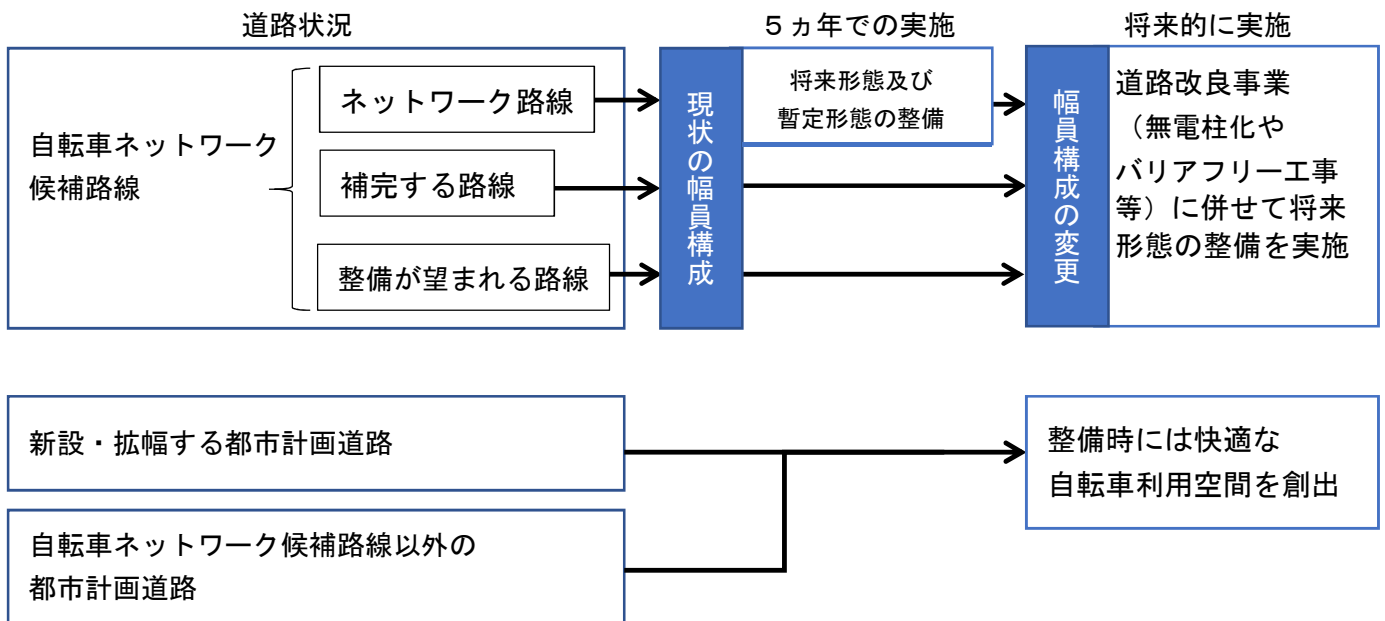
- ・社会情勢が大きく変化し、それに伴う新たな法制度の整備や、ガイドライン等の見直し、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じた計画の見直しを進めていく。
- ・現地の自転車利用状況に大きな変更が生じた場合には、関係機関と調整の上、計画の見直しを実施する。





## 2. 整備方針

- ・自転車ネットワーク路線に位置づけた路線のうち、現状の幅員構成で実施する整備については、将来形態・暫定形態を問わず、5ヵ年での実施を目指す。
- ・自転車ネットワーク路線に位置づけた路線のうち、幅員構成の変更が伴う将来形態の整備については、道路改良事業等に合わせて実施する。
- ・隣接市（神戸市・西宮市）と接続する路線については、隣接市とも協議を行いながら、時期を合わせた自転車ネットワークの形成を目指す。
- ・また、ネットワークを補完する路線、将来整備が望まれる路線についても、道路改良事業等により幅員構成を変更する場合においては、より安全な自転車走行空間の確保を目指す。
- ・整備形態については、関係機関との協議を行う中で変更になる可能性がある。





### 3. 自転車利用ルールの周知・利用マナーの向上に向けた取り組み

#### (1) 利用ルールの周知

##### ①情報の提供

- ・自転車の安全な利用方法や交通ルール、マナーの徹底等を周知するため、市のホームページ等を活用して継続的に広報を実施する。
- ・市広報誌をはじめ、様々な媒体を活用し、周知・広報を行う。

##### ②交通安全教育の実施

###### 《交通安全教室》

- ・自転車の安全利用を浸透させるために、子どもから高齢者に至るまで、それぞれの年齢やライフスタイルに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

###### 《出前講座》

- ・出前講座による自転車教室を開催する。

###### 《各種イベントでの自転車安全講話等の実施》

- ・交通安全活動団体等の講師が、祭りなどの各種イベントにて交通安全講話や研修会を実施し、幅広い年齢層に対して安全啓発活動を推進する。

##### ③現地での看板・巻きつけシート等による周知

- ・自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールをまもるとともに交通マナーの向上につながるよう、道路等への看板設置などによる自転車の安全利用の周知を行う。



##### ④自転車運転免許証の交付

- ・自転車事故の防止及び交通安全意識の向上を目的に、学科試験と実地試験を含む参加・体験型の自転車交通安全教室を開催し、合格者に対して「自転車運転免許証」を交付することにより、自転車の安全利用に対する意識の向上を図る。
- ・芦屋市内の全年齢の方を対象とし、継続して実施する。



## (2) 指導・取締りの実施

### ①街頭啓発活動の実施

- ・交通安全週間に実施される旗波運動などの街頭啓発活動において、自転車利用者や自動車運転者に対する周知活動を推進する。
- ・自転車利用者への交通ルール周知徹底を図り、自転車は「車両」の一種であることを認識し、悪質な乗り方や危険な利用に関して取締りの対象となることを現場で伝える。

### ②走行空間確保のための駐車禁止対策

#### 《違法車両の取り締まりの実施》

- ・兵庫県芦屋警察署駐車監視員活動ガイドラインにて重点地域に指定されている地域において、取締りを実施し、違法な駐停車車両の削減を推進する。

## (3) その他

### ①駐輪場の整備

- ・利用者の多い駅周辺などにおいて、駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備に努める。
- ・駐輪ニーズ、道路空間等における駐輪スペースの確保の可能性などを勘案しながら、状況に応じて駐輪ラックの整備を検討する。

### ②放置自転車対策

- ・駅周辺等の自転車放置禁止区域においては、放置自転車に対して指導啓発を行うと共に、一斉撤去等を実施する。阪神打出駅前においては駐輪場の整備にも努める。

## 用語集

### アクセス・イグレス交通

複数の交通手段を利用する場合、主な交通手段（例えば鉄道）に至るまでの交通をアクセス交通といい、アクセス交通とは逆に、主な交通手段の後に（例えば鉄道から）目的地に至るまでの交通をイグレス交通という。

### 交通量調査

道路のある地点を一定時間内（通常 12 時間又は 24 時間）に通過する交通量を調査すること。一般的に調査は、時間別、上下線ごと、大型車、車種別ごとに計測する。

### 代表交通手段

移動の際に利用する交通手段には、鉄道、バス、自動車、二輪車（自動二輪・原付、自転車）、徒歩、その他（飛行機、船舶など）があり、1つのトリップの中でいくつかの交通手段を利用している場合、そのトリップの中で利用した主な交通手段を代表交通手段としている。

### 端末交通手段

出発地から鉄道駅（または、鉄道駅から目的地）までに利用した、主な交通手段のこと。

### トリップ

人がある目的をもってある地点からある地点まで移動することを「トリップ」と呼ぶ。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えた場合も1つのトリップと数える。

### オーバー・ハング方式

道路標識の設置方法のひとつで、片持式とも言う。道路の路端、歩道または中央分離帯等に設置された支柱を車道部の上方に張り出させ、標識をこの張り出し部に設置する方式。

### オーバー・ヘッド方式

道路標識の設置方法のひとつで、門型式とも言う。車道をまたぐ門型支柱により、標識版を車道部の上方に設置する方式。

### ピクトグラム

「絵文字」「絵ことば」と呼ばれる図記号。何らかの情報や注意を示すために示される視覚表示の一つ。

## 参考資料

### 1. 計画策定の経過

実施日	会議等名称	内容
平成29年11月6日	第1回 自転車ネットワーク計画検討協議会	計画の目的, 方針について
平成30年1月24日	第2回 自転車ネットワーク計画検討協議会	対象路線について
平成30年3月1日	第3回 自転車ネットワーク計画検討協議会	計画骨子について
平成30年5月15日	第4回 自転車ネットワーク計画検討協議会	計画骨子について
平成30年6月23日～ 平成30年7月24日	市民意見募集	自転車ネットワーク計画(原案) に関する市民意見募集
平成30年8月9日	第5回 自転車ネットワーク計画検討協議会	計画(案)について



## 2. 芦屋市自転車ネットワーク計画検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市自転車ネットワーク計画を策定し、安全で快適な自転車の利用環境を創出するため、芦屋市自転車ネットワーク計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市自転車ネットワーク計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 交通管理者の指名する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

(代理出席)

第6条 第3条第2項第1号から第3号までの委員は、その所属する機関の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を会長に提出し、承認を得なければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、自転車ネットワーク計画に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。



### 3. 自転車ネットワーク計画検討協議会

委員名簿(敬称略)

平成 30 年 10 月

所 属			氏 名
国土交通省	兵庫国道事務所	総括保全対策官	竹井 宏和
兵庫県	県土整備部 土木局 道路保全課	主幹	多田 孔充
	県土整備部 土木局 道路街路課	主幹	小倉 正大
	西宮土木事務所	所長補佐	永井 正志
	西宮土木事務所 道路第2課	課長	北条 達也
芦屋警察署	交通課	課長	苫田 彰宏
芦屋市	都市建設部	部長	◎辻 正彦
	都市建設部 道路課	課長	○宮本 博嗣
	都市建設部 建設総務課	課長	谷崎 美穂
	都市建設部 都市計画課	課長	白井 宏和
	教育委員会 学校教育課	主幹	澁谷 倫子

◎会長 ○副会長

### 4. 市民意見募集 (パブリックコメント)

期間	平成 30 年 6 月 23 日から平成 30 年 7 月 24 日まで
場所	市ホームページ, 市役所 (東館 2 階道路課, 北館 1 階行政情報コーナー) ラポルテ市民サービスコーナー, 市民センター (公民館図書室), 図書館本館, 保健福祉センター, 市民活動センター (リードあしや), 潮芦屋交流センター
意見の提出方法	道路課窓口に持参, 郵送, ファクス, ホームページ上の意見募集専用フォーム, Eメール
意見件数	3 人・12 件



**芦屋市自転車ネットワーク計画**

芦屋市 都市建設部 道路課  
住所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
TEL：(0797)38-2062

平成30年(2018年)10月 作成





